

平成 2 7 年 4 月 2 1 日

※建設工事の入札参加業者の皆様へ※

公共工事における施工体制台帳の作成及び提出について

施工体制台帳について、下請契約の請負代金額が合計3,000万円以上（建築一式工事の場合は合計4,500万円以上）の場合のみ作成・提出を求めていましたが、平成27年4月1日以降に茨木市及び茨木市水道事業管理者と契約を締結する工事については、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者（本市は監督員）に提出することになりました。

【施工体制台帳の作成対象】

平成 2 7 年 4 月 1 日以降に本市と契約を締結する工事が対象

～平成 2 6 年度	平成 2 7 年度以降
工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が 2 以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円以上（建築一式工事あつては4,500万円以上）になる場合。	公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した場合。